

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

傷病手当金と所得税

Q : 私は、昨年ケガのために仕事を休み、
社会保険庁から傷病手当金をもらいました。
ところで、この傷病手当金も所得税がかかる
のでしょうか。

A : 所得税はかかりません。

【解説】

傷病手当金とは、被保険者が業務外の病気
やケガで仕事に就くことができず、会社から
給与が受けられないとき、生活保障のために
健康保険法に基づき支給されるもので、①病
気やケガの療養であること、②療養のため仕
事に就けないこと、③4日間以上休んでいる
(はじめの3日間は連続で休んでいる) こと、
④給与がカットされていること、といった要
件を全て満たしている場合に支給されます。

ところで、健康保険法に基づき支給される
給付は、傷病手当金の他にも療養費、分娩費、
出産手当金、育児手当金、家族療養費などが
ありますが、そのいずれも「保険給付として
支給を受けたる金品を標準として租税その他
の公租を課せず」と健康保険法に規定されて
いますので、所得税は非課税となります。

ちなみに、傷病手当金は、所得税の医療費
控除額を計算する際、医療費を補てんする保
険金等には該当しません。傷病手当金のほか、
出産手当金や育児手当金も同様です。一方、
療養費や家族療養費、高額医療費、出産育児
一時金、配偶者出産育児一時金、入院附加金
は、医療費を補てんする保険金等に該当する
ことになります。



KIMIYO・I